

住所整理で日常を
もっともっと便利に



住所整理ニュース

矢野口・東長沼・百村 京王線以南地区

第2号 ~令和4年7月1日発行~

【住所整理ホームページ】



稲城市 都市建設部
まちづくり再生課
電話:042-378-2111
(内線 324)

第3回地区市民検討会の開催状況

令和4年4月20日に、3回目の矢野口・東長沼・百村京王線以南地区の住所整理地区市民検討会を開催しました。

当日に出された主な意見等について、お知らせします。

住所整理の範囲等について

南山東部土地区画整理事業区域を、現行の町名で三つの地区に分けるか、新しい町名として一つにまとめるか。新しい町名の場合、町の境をわかりやすい道路や線路等に設定すること踏まえ、対象範囲を検討する。区画整理区域の境は道路等でないので、町の境としてはわかりにくい。

<主な意見>

- 稲城駅の南北で人の流れが異なる。南側は、一つの区域とした方がわかりやすい。
- 西側の町の境は、山際を走るJR武蔵野南線がわかりやすい。
- 「TOKYO GIANTS TOWN」構想があるため、東側の都県境まで一体的に考えてはどうか。
- 長く住んでいる住民からは、東側の都県境までは、範囲を広げてほしくないという意見があった。
- 元の町の範囲が狭くなるので、区画整理区域だけ対象にすべき。

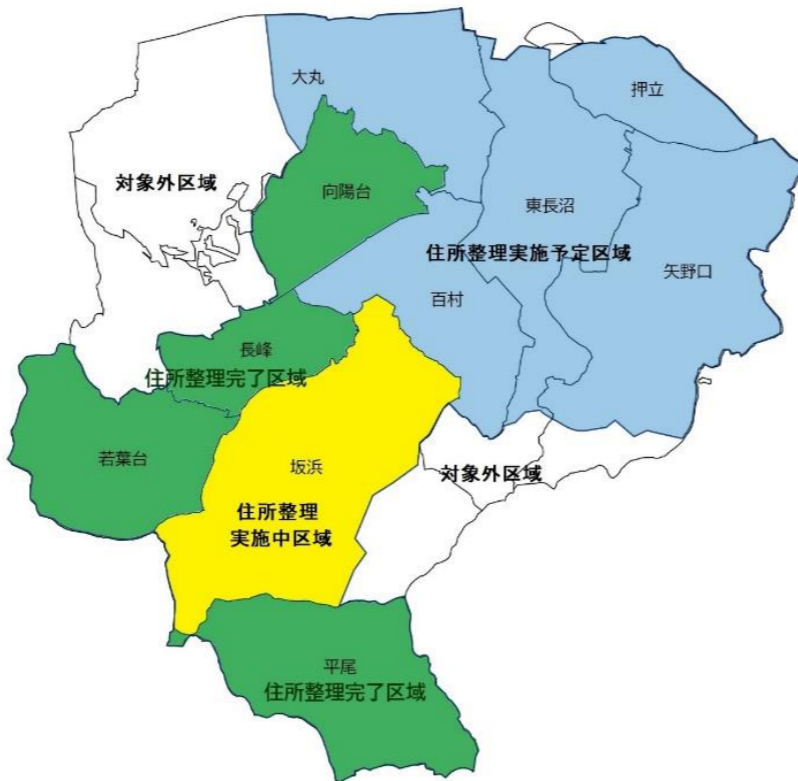
裏面につづく

住所整理事業について

住所整理事業は、町の区域をわかりやすく整理し、住所や所在地の番号を振り直す事業です。ゴルフ場など住宅の無い区域を除き、市内全域を対象に進めていきます。

平尾・向陽台・長峰・若葉台の各地区では、住所整理が完了しており、現在、坂浜地区では住所整理の作業を進めています。

図:住所整理対象区域



住所決定 までの流れ



↓今はこの段階です。

①地区市民検討会での検討
町の区域などについて住民アンケートの実施なども含め、詳細な検討をします。

②稲城市住所整理審議会
市長の諮問機関である稲城市住所整理審議会にて、地区市民検討会での検討結果を審議します。

③稲城市議会 ~告示
町の区域の変更について、稲城市議会での議決を経て、告示をします。

④住所整理の作業
変更になった町の区域に、新しい住所を設定していきます。

⑤住所変更日
設定した日から新しい住所に変更します。

土地区画整理事業区域内の住所について

地区市民検討会等で、「住所が説明しにくい」「宅配便や出前がすんなり届かない」などのご意見がありましたので、土地区画整理事業区域内での住所の取り扱いについて、お知らせします。

土地区画整理事業は、土地の形状を変更し、道路や宅地などを整備する事業です。最終的な土地の形が決まる「換地処分^{かんちしょぶん}」までは、住所の基本となる土地の地番が変更できないため、下のイメージ図のように暫定の住所を使用いただいています。

新しい住所は、事業の最終段階である換地処分の時に、土地の地番を振り直し、住所を決定します。



※事業の最終段階である換地処分の時に、全ての土地に地番を振り直します。この時までには、○○町△丁目などを決定しておく必要があります。住所は、新しい地番を使用して決定します。

第3回地区市民検討会の開催状況（つづき）

住民アンケートについて

住所整理の方針について、住民の意見を聴くためにアンケートの実施を予定している。アンケートの内容や対象範囲などを地区市民検討会で検討する。アンケートはA3サイズの手紙で配布し、ハガキか市ホームページからの回答を想定している。

<主な意見>

- 住所整理は市内全域を対象に実施することや、区画整理区域では、必ず地番の変更があることをPRした方がよい。
- A3用紙1枚のアンケートで、「現行町名と新町名」「新町名にする場合の対象範囲」を確認するには工夫が必要である。
- 住所整理のメリット・デメリットも示した方がよい。
- 回答を誘導するようなアンケートにならないように、慎重に検討する必要がある。
- 区画整理区域内を先にアンケートを行ってはどうか。
- 東側（矢野口側）と西側（百村側）の意見が異なる可能性もあるので、アンケートを2種類に分けてはどうか。

次回の地区市民検討会では、これらの意見を参考にアンケートの内容などを検討していきます。

お問い合わせ

※検討会の様子や資料、これまでの住所整理ニュース等は
稲城市ホームページからご覧いただけます。

稲城市ホームページ > 市政の情報 > まちづくり・住宅 > 住所整理

住所整理事業

検索

稲城市 都市建設部 まちづくり再生課

電話：042-378-2111（内線320・324）